

中小企業経営承継円滑化法（その3）

Q . 前回までの「遺留分の民法特例」・「非上場株の相続税納税猶予制度」に続き、今回は「猶予税額の求め方・猶予打ちりのケース・本制度活用例」を解説します。

A . 本制度活用により経営承継を円滑化。

1. 猶予税額の求め方 : 「対象株式のみ相続した場合の相続税額（発行済株式総数の2/3以下）」 - 「対象株式の20%のみ相続した場合の相続税額」 = 猶予税額です。

（設例）長男が3億円（総数の2/3）の自社株を相続。

自社株のみ相続した場合の税額：

$(300 \text{ 百万} - 35 \text{ 百万}) \times 0.4 - 17 \text{ 百万} = 89 \text{ 百万円}$

20%部分に係る税額：

$(300 \text{ 百万} \times 20\% - 35 \text{ 百万}) \times 0.15 - 50 \text{ 万} = 325 \text{ 万円}$

納税猶予税額：

$89 \text{ 百万} - 325 \text{ 万} = 8575 \text{ 万円}$ 。

2. 納税猶予打ちりのケース：

相続税申告期限後5年以内に事業継続要件からはずれた場合は、猶予税額全額と利子税納付が必要です。

5年経過後に対象株を一部譲渡した場合は、譲渡株数割合に応じた猶予税額と利子税納付が必要です。相続時精算課税による贈与は打ちりとならない見込み。

猶予税額が免除となる場合は、事業承継相続人が死亡時まで自社株を継続保有した場合や承継後会社が倒産した場合等です。

3. 本制度の活用例：

（例）X社社長の父Aが、3兄弟の内、長男を後継者とする場合の経営承継スケジュール。（×01年）

株式等の生前贈与：旧社長の父Aが、長男（後継者）に自社株60%を相続時精算課税で贈与。

遺留分除外特例：当該生前贈与につき、妻・次男・三男と除外合意を行い、経産大臣の確認、家庭裁判所の許可を得る。（×02年）

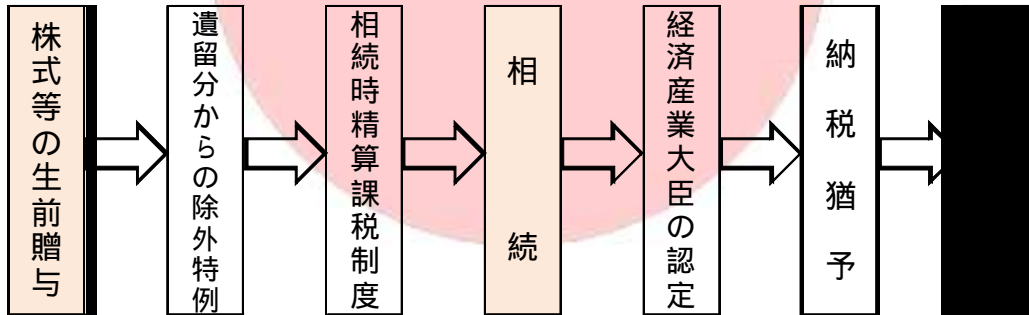
確定申告：贈与税の申告納税。（×10年）

父Aに相続発生：相続時株価は2倍だが、贈与時株価で有利に相続し、持分100%となる。

経産大臣の認定：大臣認定で「認定中小企業者」になる。

納税猶予：2/3の株につき評価額80%相当の相続税納税猶予を受ける。

金融支援の活用：次男が相続した工場用地買取りの為、保証協会の経営承継関連保証を活用し融資を受け、無事経営承継終了。（以下経営承継一連の流れ）



ISHII

ISHII